
変わります！ 専門理学療法士制度 (第9報)

1. 専門理学療法士制度に関する経過

日本理学療法士協会学術局では、会員の学術向上を目指し、さまざまな活動を継続してまいりました。最近の会員数動向に伴い、会員への便宜を最優先に考えた学術研修システムの再構築を計画し、順次進めてまいりました。2009年度より、新たな専門理学療法士制度が開始され、その制度の目的と位置付けについては「変わります！専門理学療法士制度 第1報」で説明させていただきました。第1報以降の報告は、すべて協会ニュースおよび協会HPに掲載されています。今回の第9報は、第1報から第8報までの報告内容のまとめと、変更になった部分を掲載しました。

新制度を完成させるために、実際に実施しながら細部の調整を行い、変更・追加していることに関してはご理解をお願いしたいと思います。国の制度や国民のニーズに合わせ、理学療法士の質的保証のためにも、また将来目指している「医療広告ガイドライン」(第3報で解説)に準拠する職種として承認されるためにも、必要とされる大原則であります。これらは、専門領域研究会および協会理事会による指導・決議の結果であり、専門理学療法士制度は日本理学療法士協会全体の方向性でもあるとご理解をお願いいたします。

新たな専門理学療法士制度では、専門理学療法士・認定理学療法士・コース修了の3階層構成になりました。新人教育プログラム修了後、研修・講習・学術活動などで各認定条件(協会ニュース260号別冊の第6報および協会ニュース265号別冊の第8報)を満たして試験に合格すると、「認定理学療法士」または「専門理学療法士」の認定を受けることができます。また、日本理学療法士協会や専門領域研究会等が主催した単独のコースを修了すると「〇〇コース修了」として認められます。コース修了については、新人教育プログラム修了前(卒後3年以内)であっても履修できます。なお、「変わります！専門理学療法士制度 第7報」で説明した認定理学療法士(暫定)の制度は、上記の理由により、第8報での制度に統一されました。認定理学療法士の取得については、第8報の認定基準に従って申請をして下さい。過去に認定理学療法士を取得した方のために、第7報での説明がありましたが、これは第7報ではなく第8

報の基準があてはまることとなりますので、十分ご注意願います。

2. 専門理学療法士認定までの流れ

新制度下での専門理学療法士の認定は2013年度からです。それまでは専門理学療法士（暫定）の認定を受けることができます。専門理学療法士（暫定）の認定を受ける条件は、新人教育プログラム修了年で異なります。協会ニュース260号別冊の第6報でお知らせしたとおり、2004年度（2005年3月末）までに新人教育プログラムを修了された方については、すでに専門理学療法士（暫定）の認定を受けられる期間が終了しております。

2004年度（2005年3月末）以前に新人教育プログラムを修了し、専門理学療法士（暫定）の認定を受けていない方は、必要条件を満たし、2013年度（2013年4月）以降に申請をして試験に合格すれば、新制度下での専門理学療法士として認定されます。新制度下での専門理学療法士認定に関する条件や手続き方法については現在検討中です。

2005年度（2005年4月～2006年3月末）に新人教育プログラムを修了した会員は、2011年3月末が専門理学療法士（暫定）の申請期限となっていますので、手続きをお急ぎください。

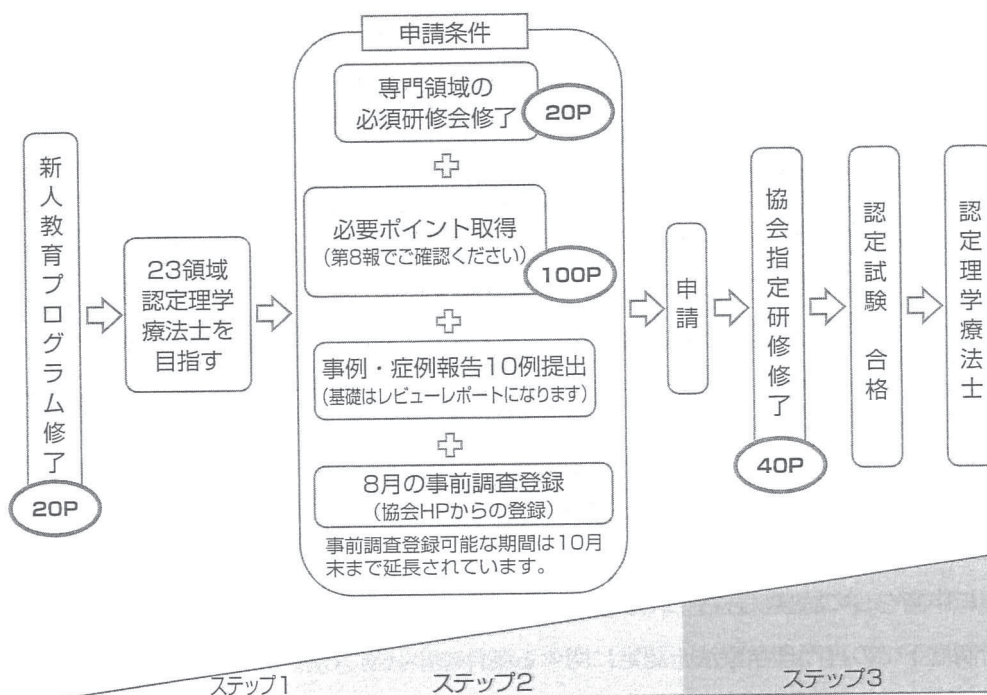
2006年度・2007年度に修了された方も、それぞれ専門理学療法士（暫定）の申請期限があります（それぞれ2011年度末、2012年度末）ので、ご注意ください。2008年度以降の修了者と申請期限を過ぎた会員については、2013年度（2013年4月）以降に申請をして試験に合格すれば、新制度下での専門理学療法士として認定されます。新制度下での専門理学療法士認定に関する条件や手続き方法については現在検討中です。

協会ニュースNo.260別冊 変わります！ 専門理学療法士制度（第6報）のフローチャート「専門理学療法士（暫定）認定までの流れ」12頁に一部追加説明をします。2006年度新人教育プログラム修了および2007年度新人教育プログラム修了の場合、有効となる研修活動のポイントは2006年4月以降のものと記述していますが、あくまでも新人教育プログラム修了のために申請したポイントとの重複は認められません。これは、新人教育プログラム修了に4年間以上かかった場合などで生じますが、学会発表など新人教育プログラム修了以前に活動したポイントでも2006年度以降のポイントだけが認められるものですので、ご注意願います。

3. 認定理学療法士認定までの流れ (図)

1) 認定理学療法士の領域および名称について

7つの専門領域研究部会から、合計23領域の認定理学療法士が誕生します。この



各領域の名称・定義・英語表記については、協会ニュース265号別冊の第8報をご覧ください。

2) 認定理学療法士の履修要件

認定理学療法士の取得のための履修要件は、大きく分けて、

- ①協会指定研修による必修共通ポイントの60ポイント
- ②各専門領域研究部会が提示する120ポイント

を取得する必要があります。加えて、

③事例・症例報告またはレビューレポート（基礎理学療法研究部会のみ）を10例提出し、審査に通れば認定理学療法士の受験資格が整います。事例・症例報告またはレビューレポートの書式は、協会HPの認定理学療法士ページに掲載しています。[事例・症例報告, レビューレポートのダウンロード] をクリックしてダウンロードが可能です。領域ごとに記載内容が異なりますので、必ず認定を受けたい領域の書式を使用して作成してください。

今年度中に認定理学療法士を取得しようと計画されている会員は、認定理学療法士受験の事前調査に登録をする必要があります。（協会HPから）。

3) すでに認定理学療法士を取得済みの会員（2010年度の認定も含む）

「変わります！ 専門理学療法士制度：協会ニュースNo.262号別冊 第7報」でお知らせした移行に関わるフローチャートや移行基準がありました。専門領域研究部での制度設計に関わる検討結果および理事会での指導・決議により、第7報の内容は協会ニュースNo.265号別冊 第8報の基準に変更されました。旧制度による全ての認定理学療法士の資格はコース修了という位置付けに限定されました。新制度下

では第8報に従い、認定理学療法士別の条件を確認していただくとともに、必須研修会・事例症例報告10例、および認定試験を受ける必要があるということです。

4. 第8報の訂正部分

- 1) 第8報「認定理学療法士が誕生します。この各領域の名称・定義・英語標記」を示していますが、4ページの6-3) 疼痛管理の定義：「疼痛に関する…」は「疼痛緩和の関する…」に訂正いたします。
- 2) 第8報10ページ：生活環境支援理学療法研究部会5) の*注意書き(13-19)にある「終了者」は全て「修了者」の誤りですので訂正いたします。
- 3) 第8報11ページ：「認定理学療法士の履修要件の詳細」の中の、6) 物理療法研究部会の説明で、学会発表が「必須」と記載されていますが、a) b) c) とともに「選択」の誤りです。訂正いたします。
- 4) 第8報12ページ：「認定理学療法士の履修要件の詳細」の中の、7) 教育管理理学療法研究部会の説明に、以下が追加されました。①認定理学療法士(臨床教育)の必須研修会は、協会教育部主催の臨床実習研修会を読み替えることができる。②大学院修了の読み替え：教育学に関する修士号あるいは博士号を有するものは選択ポイント100ポイントを免除する(残り20ポイントは必須研修会)。③認定理学療法士(管理・運営)：大学院修了の読み替え：論文テーマが管理・運営に関するもので、その内容妥当性について審査し、認められれば選択ポイント100ポイントを免除する(残り20ポイントは必須研修会)。④認定理学療法士(学校教育)：大学院修了の読み替え：教育学に関する修士号あるいは博士号を有するものは選択ポイント100ポイントを免除する(残り20ポイントは必須研修会)。
- 5) 第8報24ページ：専門理学療法士制度に関して寄せられる質問に関しては、協会ニュース265号別冊の第8報の中で、Q & Aを掲載していますのでご確認ください。また、Q & A中のQセ-4は、過去の基準が変更になったため、Aの記載部分を以下のように訂正いたしますのでご理解をお願いいたします。A：「事例・症例報告10例またはレビューレポート(基礎)を提出」は、協会HPの認定理学療法士のページからそれぞれの書式がダウンロード可能です。その指示に従って記述して下さい。

専門領域研究部

部長：長澤弘

部員：澤田明彦、菅原憲一、石井慎一郎、櫻井好美、
対馬栄輝、石田水里、吉田秀樹、稲葉康子